明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（国家公安委一二）　一

〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
司法書士名簿登録等、弁理士登録、日本弁護士連合会裁決関係　四〇
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、新潟市新焼却施設整備に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催関係　四一
会社その他
会社決算公告　四二

規　則

○国家公安委員会規則第十二号

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和五年七月十日

国家公安委員会委員長　谷　公一